

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 山武市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	91.9%
全職員	73.1%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	96.3%
本庁課長補佐相当職	99.1%
本庁係長相当職	96.8%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	84.9%
31～35年	88.3%
26～30年	88.9%
21～25年	92.3%
16～20年	98.3%
11～15年	96.2%
6～10年	94.3%
1～5年	82.5%

【説明欄】

- ・任期の定めのない常勤職員について、男女比は5:5であるが、相対的に給与水準が低い若手職員（1・2級職員）の割合が女性の方が高いこと（37.5% 男性：25.7%）及び高位の役職（6級以上）の職員の割合が男性の方が高いこと（28.8% 女性：7.1%）が、差異の拡大要因となっている。
- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員のうち、勤務時間が一般職員に比して短い者の職員数については、その者の勤務時間を一般職員の勤務時間で換算した数としている。（月：21日、162.75時間）
- ・相対的に給与水準が低い会計年度任用職員が全職員の31.7%を占め、さらにその87.8%が女性であるため、全職員における給与の差異の拡大要因となっている。
- ・役職段階別の本庁部局長・次長相当職は、女性がいなかったため、記載なし。
- ・勤続年数別の勤続年数1～5年については、県及び県教育委員会からの派遣職員が含まれており、その全員が男性であるため、当該区分における差異の拡大要因となっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。